官事務所、中信森林管理署奈川森林事務所、南信森林管理署上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所、飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管理署新市森林事務所については、冬期は、級別区分が二級地である官署として同表に掲げられているものとする。

二　（略）

附　則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

訓　令

○外務省訓令第十七号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

外務大臣　河野　太郎

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

領事官の管轄区域　別表（平成三十一年一月一日現在）

地域	領事官	管轄区域
アジア	［在インド日本国大使～在カラチ日本国総領事　略］	
	在フィリピン日本国大使 （外務省設置法第十条第三項による職務）	（在ダバオ総領事の管轄に属する地域を除く）
	在ダバオ日本国総領事	北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンポステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、サランガニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スールー州、タウィタウィ州
	［在ベトナム日本国大使～在ペナン日本国総領事　略］	
［大洋州～中東　略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

領事官の管轄区域　別表（平成三十年一月一日現在）

地域	領事官	管轄区域
アジア	［同上］	
	［項を加える］	
	［項を加える］	
	［同上］	
［同上］		

関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所、片品自然保護官事務所、中信森林管理署奈川森林事務所、南信森林管理署上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所、飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管理署新市森林事務所については、冬期は、級別区分が二級地である官署として同表に掲げられているものとする。

二　（略）

附　則

この訓令は、平成三十一年一月一日から施行する。